

年金額回復の具体的な事例

- 平成23年2月28日から平成23年3月4日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	70歳	男	1,240,600円	0円	1,240,600円	回復前の厚生年金加入期間227月及び国民年金加入期間68月に厚生年金加入期間34月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,960万円
2	75歳	女	754,500円	656,400円	1,410,900円	回復前の厚生年金加入期間28月に190月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の会社名及び勤務期間が一致したことから、記録を統合した。	約2,190万円
3	83歳	男	674,400円	1,438,400円	2,112,800円	回復前の厚生年金加入期間235月に船員保険加入期間122月(厚生年金換算162月)を追加。	○「グレー便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の船舶名及び乗船期間が一致したことから、記録を統合した。	約1,610万円
4	83歳	男	642,200円	697,000円	1,339,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に船員保険加入期間103月(厚生年金換算137月)を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「グレー便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の船舶名及び乗船期間が一致したことから、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、船員保険の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,530万円
5	79歳	女	610,400円	439,500円	1,049,900円	回復前の厚生年金加入期間25月に148月を追加。	○「受給者便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,770万円
6	84歳	女	609,300円	240,200円	849,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれなし」と回答されたご本人が、「もれがあった」と相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,770万円

番号	年齢	性別	増加年金額(年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	84歳	男	580,000円	2,617,400円	3,197,400円	回復前の厚生年金加入期間366月に113月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。	約1,390万円
8	66歳	男	545,400円	0円	545,400円	回復前の国民年金加入期間264月及び厚生年金加入期間11月に厚生年金加入期間138月を追加。	○老齢年金受給の可否の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日・フリガナの一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,300万円
9	79歳	男	539,600円	2,008,200円	2,547,800円	厚生年金加入期間190月の報酬額を訂正。	○「受給者便」の対象者であるご本人から「報酬に誤りがある期間がある」との申出が郵送される。 ○ご本人の申立の期間についてコンピュータ記録と紙台帳記録を突き合わせたところ一部の期間に報酬の登録誤りが判明し、紙台帳の報酬にコンピュータ記録を訂正した。	約1,290万円
10	66歳	女	515,000円	0円	515,000円	回復前の国民年金加入期間278月に厚生年金加入期間109月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,490万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	1件 (事例 2)
ねんきん特別便(全員便)	4件 (事例 1、6、7、10)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	2件 (事例 3、4)
受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	2件 (事例 5、9)
その他(一般年金相談)	1件 (事例 8)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 2)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.88歳、女性+23.97歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考:用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があつた方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であつて、未統合記録(基礎年金番号に統合されていない記録)の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行つているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行つている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行つているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

【お問合わせ先】

日本年金機構 年金給付部
渡部 浩 (電話:03-6892-0769)